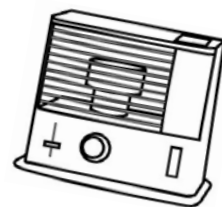


私たちの暮らしの安全を守るマーク PSCマーク、PSEマークの 製品を選びましょう



問い合わせ 市消費生活センター ☎03236

消費生活用品の安全マーク (PSCマーク)

消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いとして政令で定められた製品は、国の定めた技術上の基準に適合したとされる「PSCマーク」がないと販売できません。(消費生活用製品安全法)

これらの規制対象品目は、自主検査が義務付けられている特定製品と、自主検査に加えて登録検査機関の検査が義務付けられている特別特定製品があります。

特別特定製品		乳幼児用ベッド
		携帯用レーザー応用装置
		ライター
		浴槽用温水循環器 (ジェット噴流バス、24時間風呂など)
特定製品		登山用ロープ
		家庭用の圧力なべ、圧力がま
		乗車用ヘルメット
		石油給湯機
		石油ふろがま
		石油ストーブ

電気用品の安全マーク (PSEマーク)

電気用品のうち政令で定められた電気用品は、国の定めた技術上の基準に適合したとされる「PSEマーク」などがなくと販売できません。(電気用品安全法)

これらの規制対象品目は、自主検査が義務付けられている電気用品と、構造または使用方法その他の使用状況からみて、特に危険または障害の発生するおそれがあると認められるため、自主検査に加えて登録検査機関の検査が義務付けられている特定電気用品があります。

特定電気用品		電気温水器、電気ポンプ、 電動式おもちゃ、自動販売機など (115品目)
特定電気用品以外の 電気用品		電気こたつ、電気がま、電気冷蔵庫、 電気かみそりなど (339品目)

転載：独立行政法人 製品評価技術基盤機構
「身・守りハンドブック 2013」より

消費者シリーズ

No. 185

リフォーム工事の中断・ 遅延トラブル

問い合わせ 市消費生活センター ☎03236

母を契約者として、二世帯住宅への増改築をリフォーム会社に1千万円で依頼し、既に850万円支払っている。先月末までに完成の約束だったが、途中から業者があまり来なくなった。苦情を伝えると「多額の借金があり、お宅の工事どころではない」と言う。工事が途中で放置されたため雨漏りが起き、別の業者に応急処置を依頼した。何とか住める状況にはなったが、約300万円の応急工事代金も別途請求されている。

(60歳代 女性)

アドバイス

住宅の新築・リフォームで、業者の事情による工事の中断や遅延に関するトラブルが増えています。

契約する前には、複数の業者から見積りを取り、費用だけでなく確実に工事が進められるかなどについても十分検討することが重要です。

工事が滞ったときの備えとして、遅延補償を契約内容に記載するようにしたり、完成保証制度が利用できる場合は、それを選択することも検討してみましょう。

費用の全額前払いは避け、完成後の支払いを主とした契約にしましょう。困ったときには消費生活センターにご相談ください。

(国民生活センター発行「見守り新鮮情報204号」より)